

重要文化財等の総合的な防災対策のあり方に関する検討会

事務局説明資料

令和6年11月8日（金）

1. 概要

- 策定日** : 令和元年12月23日 文部科学大臣決定
- 計画期間** : 令和2～6年度までの5か年（令和元年度に一部前倒して実施する場合を含む。）
- 目標** : ① 不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される**世界遺産・国宝（建造物）107件**の防火対策を完了
② **国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等**539館のうち特に緊急性の高いもの**62館**の防火対策を実施

2. 基本的な考え方

- (1) 国宝・重要文化財（建造物）／国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策に係る基本的な考え方
防火対策ガイドラインに基づく点検結果を踏まえ、各文化財の特性、管理体制、防火に係る専門的見地からの意見等を総合的に勘案して検討・実施。対策の進捗状況を適時確認。
＜留意事項＞

① 防火対策ガイドラインに基づく点検の結果必要とされた防火設備は整備	② 実地調査等により毀損や不具合が確認された防火設備は整備
③ 火災の早期覚知、初期消火対策、管理体制に応じた夜間などの対応を検討	④ 来訪者の人的安全性確保の観点からも検討
⑤ 敷地外も含めた整備が必要である場合、関係機関等と連携・協議	⑥ 文化財の特性等を踏まえた適切な防火設備であるか検討
⑦ 防火設備の厳選、効果的・効率的な整備手法導入により、コスト縮減	⑧ 日常的な火気管理、各種訓練の実施等、ソフト面でも取組推進

- (2) 史跡等に所在する建造物の防火対策に係る基本的な考え方（⇒（1）の国宝・重要文化財（建造物）に準じる。）

3. 重点整備対象・重点整備内容・重点取組内容

(1) 重点整備対象	(2) 重点整備内容（ハード面）	(3) 重点取組内容（ソフト面）
世界遺産又は国宝（建造物）	① 毀損・不具合がある防火設備の整備等 ② 早期覚知のための警報設備等の充実 ③ 初期消火対策の徹底（スプリンクラー設備等の自動消火設備等） ④ 周囲からの延焼防止対策の充実（放水銃、ドレンチャー設備等） ⑤ 管理体制に応じた防火設備の整備等（易操作性の消火栓設備等）	防災計画の策定や設備の定期点検、当該設備等を用いた訓練、自主防災組織や近隣の人々との連携のもとでの定期的な防災訓練の実施等
国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等（老朽化・不具合等が確認されたもの）	① 毀損・不具合がある防火設備の整備等 ② 早期覚知のための警報設備等の充実 ③ 初期消火対策や延焼防止対策の充実 ④ 文化財の特性に応じた防火設備の整備 ⑤ 管理体制に応じた防火設備の整備等	防災計画の策定や設備の定期点検、防災訓練、文化財救出計画の策定、文化財救出訓練等

4. 所有者等や地方公共団体に期待する役割

- (1) 所有者等 防火対策ガイドラインの活用、日常的な火気管理、出火防止策の徹底、防火設備の整備、各種防火訓練、適切な保守点検や維持管理 等
- (2) 地方公共団体 国、所有者等との連携の下、各地域における総合的かつ計画的な防火対策を策定するなど、各地域の実情を踏まえた積極的な関与（文化財等に関する専門的知見の活用、随伴補助の実施や寄付等による民間資金の確保、効果的・効率的な整備手法の導入についての助言等） 1

令和元年度 (2019年)

4月  ノートルダム大聖堂で火災発生 (4月15日)

国宝・重要文化財 (建造物)、国宝・重要文化財 (美術工芸品) を保管する博物館等について、防火設備の整備状況等の緊急アンケート調査を実施 (4月22日～6月21日)

8月  緊急アンケート調査の結果を公表 (8月8日)

9月  「国宝・重要文化財 (建造物) の防火対策ガイドライン」、
「国宝・重要文化財 (美術工芸品) を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を策定 (9月2日)

緊急アンケート調査に更に精査を加え、必要な整備等を把握するため、実地調査を実施 (9月2日～9月30日)

10月  首里城で火災発生 (10月31日)

世界遺産である史跡等に所在する建造物について、防火設備の整備状況等の緊急アンケート調査を実施 (11月15日～11月29日)

12月  「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」策定 (12月23日)

「国宝・重要文化財 (建造物) の防火対策ガイドライン」、
「国宝・重要文化財 (美術工芸品) を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を改訂 (12月23日)

緊急アンケート調査の結果を公表 (12月23日)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における位置づけについて

- 令和2年12月、政府全体で国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後継である「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」が閣議決定され、**令和3年度から7年度までの5年間で15兆円程度（事業費ベース）**を
 目途として、**123の対策**を講じることとされた。
- このうち**文化庁**では、首里城跡の火災や激甚化・頻発化する自然災害による文化財の被害等を踏まえ、**文化財の防火対策・耐震対策等を追加**。

国指定文化財等の防火対策

- 【目標】
- ①令和6年度までに、不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される**世界遺産・国宝（建造物）107件**の防火対策を**完了**
 11%（R2）→ 目標100%（R6）
- ②令和6年度までに、**国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等**539館のうち特に緊急性の高いもの**62館**の防火対策を**実施**
 30%（R2）→ 目標100%（R6）

【追加的な予算】

登録額	R2	R3	R4	R5	残額
130億	36億	33億	30億	25億	6億



放水銃



自動火災報知設備（受信機）

国指定文化財等の耐震対策

- 【目標】
- 不特定多数が滞留する可能性の高い**国宝・重要文化財**207件の耐震対策に着手。
 令和7年度までに、そのうち**104件**に**着手**
 5%（R2）→ 目標50%（104件）（R7）

【追加的な予算】

登録額	R2	R3	R4	R5	残額
55億	12億	13億	11億	18億	1億



耐震対策工事（松江城天守）
 左：格子壁補強 右：鉄骨フレーム

史跡名勝天然記念物等の老朽化対策

- 【目標】
- 入場者数が多く、災害時に近隣に被害を及ぼす可能性の高い**城郭等の整備周期短縮**
 45年（R2）→ 目標30年（R7）
- ※従来の整備周期を踏まえれば、30年に1度の保存整備が望ましい。

【追加的な予算】

登録額	R2	R3	R4	R5	残額
34億	16億	1億	3億	11億	3億



被災事例（史跡津山城跡）
 城郭公園内の遊歩道下の法面が崩落。

防火対策の目標達成に向けた措置について

国土強靱化 5 か年加速化対策（政府全体） 関係

①補正予算の追加措置（加速化枠）

5 年間（R2～R6）での登録額：**約130億**（R2：約36億、R3：約33億、R4：約30億、R5：約25億、残額：約 6 億）

世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画（文部科学省） 関係

②補助率の加算措置

通常の加算措置に加えて、以下の要件を満たす場合には、**最大15%の加算**（上限85%）

（参考）令和元年 9 月 2 日付元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等により整備等が必要と判明した世界遺産、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事等に係る文化財補助金の補助率について（令和元年 1 2 月 1 3 日 文化庁長官裁定）

【世界遺産・国宝（建造物）の場合】

- （1）申請の 1 年以内に国宝・重要文化財（建造物）の**防火対策ガイドラインに基づき自主点検をしている場合には、5 %**の加算を行うことができる。
- （2）以下のア～オのいずれかに該当する場合には、**各々 5 %**の加算を行うことができる。ただし、当該加算は**1 0 %を上限**とする。
 - ア. **申請の 1 年以内に防災設備の保守点検を実施している場合**
 - イ. **申請の 1 年以内に防火訓練を実施している場合**
 - ウ. **防災計画（保存活用計画に内包で可。）を策定している又は補助事業の完了日の属する年度末までに策定することを計画している場合**
 - エ. **自主防災組織を設置若しくは近隣の自主防災組織の協力が得られる場合、又は補助事業の完了日の属する年度末までにそれらを計画している場合**
 - オ. **大規模災害時等における敷地開放等の防災協定を地方公共団体等と締結している若しくは補助事業の完了日の属する年度末までに締結することを計画している場合又は地方公共団体が随伴補助をしている場合**

【国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館の場合】

- （1）**申請の 1 年以内**に国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の**防火対策ガイドラインに基づき自主点検をしている場合には、5 %**の加算を行うことができる。
- （2）以下のア～イのいずれかに該当する場合には、**各々 5 %**の加算を行うことができる。
 - ア. **文化財救出計画を策定している又は補助事業の完了日の属する年度末までに策定することを計画している 場合**
 - イ. **文化財救出訓練を実施している**

③特別交付税措置

地方自治体（都道府県、市町村）が**国の補助金を受けて実施する補助に要する経費に一定率を乗じて得た額を交付**

（参考）特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号） 第 6 条第 3 項、第 7 条第 7 項

民間事業者等が国の補助金を受けて実施する、
・文化財保護法第27条第1項の規定により**重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産**であるもの又は文化財保護法第27条第2項の規定により**国宝**として指定されたもの
・**重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等**
の**防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費**のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に**0.3を乗じて得た額**に、**財政力指数に応じた係数を乗じて得た額**

＜施策概要＞

【20－1】国指定文化財等の防火・耐震対策（防火対策）

国指定文化財（建造物）等の防火対策や、国宝・重要文化財（美術工芸品）が保管される博物館等の防火対策を推進するため、早期覚知のための警報設備等（自動火災報知施設）の設置、初期消火のための消火栓施設・スプリンクラーの設置、延焼防止のための放水銃・ドレンチャー等施設整備に対する補助を実施する。

【20－2】国指定文化財等の防火・耐震対策（耐震対策）

国指定文化財（建造物）等の耐震対策を推進するため、修理の際の補強工事や文化財建造物に係る耐震診断、その後必要に応じて実施する耐震対策工事（耐震補強工事・免震工事）等、施設整備に対する補助を実施する。

【97】史跡名勝天然記念物等の老朽化対策

史跡名勝天然記念物を後世に継承するため、適切な整備周期での整備により、経年劣化を補強し、適切な保存整備を行う事業に対する補助等を実施する。

＜重要業績評価指標（KPI）等の状況＞

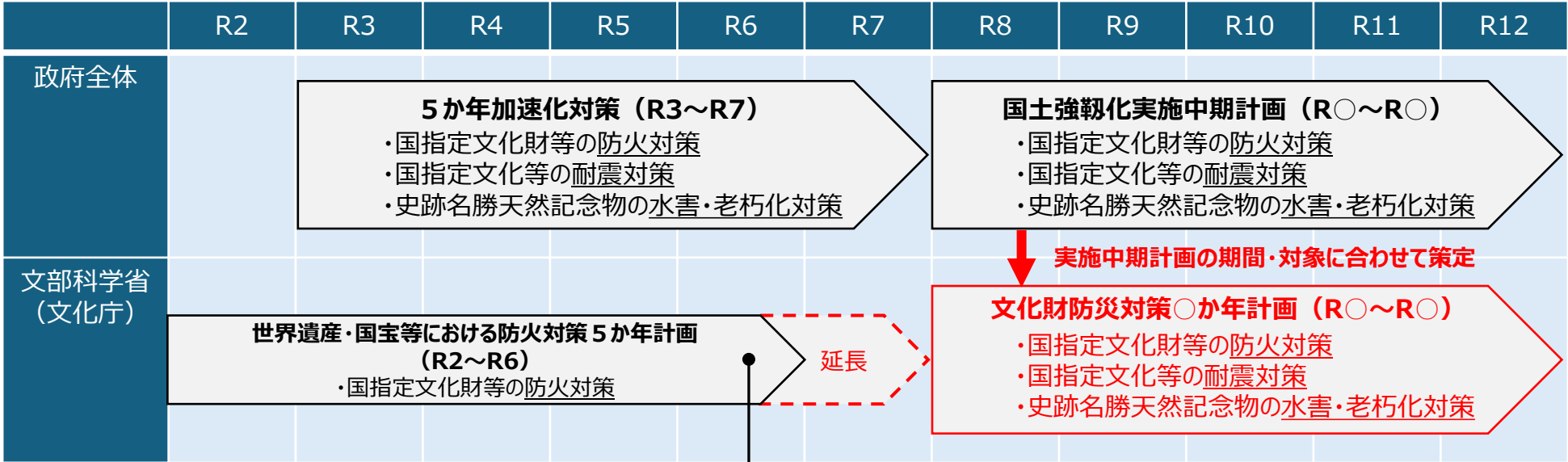
指標（KPI）			計画策定時 （R2年度）	R3	R4	R5	R6	R7	目標値（年度）	
										うち5か年
アウト プ ット	【20－1】 国指定文化財 等の防火対策	不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される世界遺産・国宝を対象として、整備・改修後30 年を経過した防火設備の老朽化対策（改修等）が完了した割合（①）	11%	26%	36%	50%			－	100% （R6）
		国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等のうち、特に緊急性の高いものに係る、防火設備等の対策の実施率（②）	30%	50%	58%	73%			－	100% （R6）
	【20－2】 国指定文化財 等の耐震対策	不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財に係る耐震対策及び世界遺産・国宝のうち、避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物であるなど不特定多数が滞留する可能性の高い箇所に係る耐震対策の着手率（③）	5%	18%	35%	41%			100% （R12）	50% （R7）
	【97】 史跡名勝天然 記念物等の老 朽化対策	入場者数が多く、また災害時に近隣に被害を及ぼす可能性の高い城郭等の整備周期（④）	45年	35年	41年	49年			－	30年 （R7）

指標の
定義

- ①（老朽化対策が完了した件数）／（不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される世界遺産・国宝（建造物）の件数）×100
- ②（防火設備等の対策の実施件数）／（国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等のうち、特に緊急性の高いものの件数）×100
- ③（耐震対策の着手件数）／（不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財及び世界遺産・国宝のうち、避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物であるなど不特定多数が滞留する可能性の高い箇所）×100
- ④（国指定記念物（史跡・名勝に限る。）の数）×（平均整備期間）／（1年あたりの平均的な整備件数）

文化財の防災対策に係る今後の方針について

- 新型コロナウイルスの影響により文化財所有者等の自己収入が減少したことなどの影響により、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」における目標については、今年度末までの達成は難しい状況であることから、**令和7年度以降も引き続き補助率の加算措置及び特別交付税措置による支援の重点化が必要。**
- **国土強靱化計画と一体的な対策を行っていくため、現行計画を1年間延長する。そして国土強靱化実施中期計画策定後、期間や対象を合わせる形で、現行の防火対策に加え、耐震や水害対策も含めた文化財に係る総合的な防災計画を策定する。**



検討の進め方

「重要文化財等の総合的な防災対策のあり方に関する検討会」設置

<検討事項>

- (1)防火対策5か年計画の総括
- (2)来年度以降の文化財に係る総合的な防災計画のあり方
- (3)(2)に盛り込むべき具体的な防災対策の内容

<有識者メンバー>

- ・奥 健夫（武蔵野美術大学教授）
- ・腰原 幹雄（東京大学生産技術研究所教授）
- ・後藤 治（工学院大学総合研究所教授・理事長）
- ・関澤 愛（日本防火技術者協会理事長） ※座長
- ・西形 達明（関西大学名誉教授・関西地盤環境研究センター顧問）

検討内容
の反映

【政府全体】国土強靱化実現会議

国土強靱化実施中期計画

詳細検討

【文部科学省（文化庁）】

文化財防災対策〇か年計画